

今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第54回

法友・親和・期成 三会派共催シンポジウム
安全保障法制の問題点 — 長谷部恭男教授を迎えて

憲法問題対策センター事務局長 菅 芳郎 (45期)

1 初の三会派共催シンポにあの立役者を迎えて

2015年6月4日の衆議院憲法審査会における参考人の意見陳述は、自民党が招聘した学者も含めた三人の学者全員が、安全保障法案は違憲であるとの意見を陳述するという異例の展開となった。これを契機に、それまで比較的静かに報道していたマスコミも、同法案に関する報道を積極的に行うようになり、また、同法案に反対する市民運動も、これを弾みにして盛り上がっていくという、大きな転換点となった。

その立役者の一人である早稲田大学の長谷部恭男教授をお招きして、2015年11月18日、弁護士会館クレオで、会員向けシンポとして「長谷部恭男先生と考える、安全保障関連法 — どこが違憲か」が開催された。このシンポジウムは、東京弁護士会の法曹親和会が企画をリードし、法友会、期成会がこれに連携して、三会派が共催し、東京弁護士会が後援するという初めての試みであり、主催者側の事前の不安を払拭する多くの会員の参加で、会場はほぼ満席となった。

2 盛り上がるシンポ

シンポジウムは、第一部が長谷部教授の講演、第二部が当センター委員長代行の伊井和彦会員をコーディネーターとして、長谷部教授に対する質問と回答という構成で行われた。特に第二部の質問については、単にコーディネーターが予め用意していたものにとどまらず、当日の会場質問を実際にできるだけ受け付けるという斬新な試みを含むものであり、この新たな企画に興味を持って参加された会員も少なくないのではないと思われる。

さて、長谷部教授の講演の内容は、この紙面で紹介し尽くせるものではないが、安全保障関連法については、反知性主義、法的安定性の軽視、立憲主義の否定という柱のもとで、この法制の解釈変更が論理的に破綻していること、この法制の実際の効果がかえって安全保障を損なう面さえあるという奇妙なものであること、そして、政府が強調する必要性論についても、実情の分析を踏まえたうえで疑問である旨の見解を示された。また、市民運動等については、デモクラシーを補完し

たり梓づけたりする「カウンターデモクラシー」として位置づけられるという興味深い指摘や、尖閣問題やアメリカの現実的な行動など、かなり踏み込んだお話もいただいた。中でも、「安全保障環境が悪い方向に変化しているのであれば、なぜ限られた防衛資源を『グローバル』に展開するのか、それは、自陣ゴールが危ない時に、選手をフィールド全体に散開させるに等しく、ありえない選択である」という比喩は秀逸であった。

3 核心部分

伊井会員の質問や、会場質問にもあった、解釈論の核心部分は、長谷部教授の憲法規定に関する「準則」と「原理」の仕分けに対応するものであろうと思われるが、「9条2項は解釈を必要とする規定である」旨を説かれ、そのうえで、権威ある解釈が法的安定性を獲得するのであり、この点において、これまで内閣法制局が果たしてきた役割を積極的に評価された。しかしながら、元法制局長官の指摘にもあるとおり、旧三要件は、原則的に禁じられている武力行使を個別的自衛権に限りて極めて限定的に認めたものであるのに、その同じ枠組みを集団的自衛権行使容認に用いるのは論理の破綻であり、今回に限っては権威ある解釈であるというには到底値しないとされる点は、政府による憲法の恣意的な解釈は許されないと立憲主義を堅持される教授の立場から当然に導かれるものであろう。

事実認識や価値判断に踏み込んだ会場質問にも、できる限り回答する長谷部教授の姿勢には、参加者のほとんどが敬服したのではないと思われる。

4 新たな流れを

今後は、このような法制の早急な廃止が必要であるという結論も、立憲主義を堅持するためにこの法制に反対してきた弁護士会の基本的な立場と軌を一にするものであり、新たに大きな流れを作り出す必要がある。

予定時間を超過しながらも、会場は熱気の冷めやらぬまま、閉会となった。是非とも、更なる機会が待ち望まれる。